

○松江市建設工事入札参加者等選定要領（案）

平成17年3月31日

松江市告示第17号

改正 平成17年6月1日告示第291号

平成18年9月29日告示第362号

平成18年9月29日告示第364号

平成19年3月30日告示第138号

平成21年3月31日告示第134号

平成21年6月1日告示第244号

平成23年3月29日告示第76号

平成24年3月29日告示第111号

平成25年2月27日告示第30号

平成25年3月27日告示第81号

平成25年5月23日告示第276号

平成26年3月31日告示第124号

平成28年3月25日告示第74号

平成29年5月16日告示第249号

平成29年5月31日告示第280号

平成31年3月20日告示第50号

平成31年3月29日告示第103号

令和3年3月31日告示第193号

（趣旨）

第1条 この要領は、松江市建設工事の競争入札に参加する者及び随意契約の相手方の選定に関し、松江市建設工事に関する契約規則（平成17年松江市規則第59号）、松江市建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成17年松江

市告示第14号)及び松江市建設工事入札参加資格者格付要領(平成17年松江市告示第16号。以下「格付要領」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 入札参加者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 格付要領に定める入札参加資格者名簿に登載された者のうちから選定すること。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する主たる営業所を松江市内に有する者(以下「市内業者」という。)を優先して選定すること。ただし、工事の性質等により市内業者に発注することが適当でない場合及び市内業者のみでは第5条第1項の基準を満たさない場合は、この限りでない。
- (3) 業者の技術力、施工能力、有資格技術者の有無、建設機械の保有状況、施工実績等に留意すること。
- (4) 当該会計年度における選定及び受注の状況を勘案し、選定が特定の有資格者に偏りしないよう留意すること。
- (5) 選定しようとする者の間に別に定める資本関係又は人的関係がないこと。

(選定基準)

第3条 土木一式工事及び建築一式工事の入札参加者の選定は、別表第1に掲げる請負対象設計金額欄の区分に対応する選定等級欄に掲げる等級に属する者のうちから行う。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず施工能力等を考慮して選定することができる。

- (1) 工事の性質又は施工箇所の地理的条件から前項の選定が困難又は適当でないもの

- (2) 災害復旧工事等、緊急に施工する必要があるもの
  - (3) 特殊な技術を要するもの
  - (4) 入札参加者指名審査会（以下「審査会」という。）が、特別の理由があると認めたもの
- 3 格付を行わない工事種別の工事の入札参加者の選定は、格付要領に基づく客観点数を基準として行う。
- 4 選定に当たっては、別表第2に規定する競争入札参加者選定に係る運用基準を考慮して選定する。
- 5 第2項第4号により選定を行った場合は、入札参加有資格者調書（以下「有資格者調書」という。様式第1号）にその理由を明記しなければならない。
- （測量業者等の選定基準）

第4条 測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者及び補償コンサルタント（以下「測量業者等」という。）の選定は、次による。

- (1) 松江市測量・建設コンサルタント業務等に係る委託契約競争入札参加資格審査要綱（平成17年松江市告示第15号）第4条の規定により入札参加資格の審査を受けた者のうちから選定すること。
- (2) 第2条第2号から第5号までの規定は、前号の場合に準用する。
- (3) 別表第2に規定する競争入札参加者選定に係る運用基準に準じ、当該業務に対する地理的条件、不誠実な行為の有無、経営状況、安全管理の状況、労働福祉の状況、当該業務実施についての技術的適性、業務実施の状況等の事項を考慮して行うこと。

（入札参加者の基準数）

第5条 土木一式工事及び建築一式工事の入札参加者は、別表第1に掲げる請負対象設計金額欄の区分に対応した同表の選定基準数欄に掲げる数以上のものを基準として選定する。

2 格付を行わない工事種別の入札参加者は、工事ごとに工事の種類、規模、内容等を十分考慮した適切な数を選定する。

3 測量業者等の入札参加者は、業務ごとに業務の種類、規模、内容等を十分考慮した適切な数を選定する。

(共同企業体の選定)

第6条 共同企業体は、単一企業として取り扱うものとし、その選定に当たっては第3条の規定を準用する。

(随意契約の相手方の選定基準)

第7条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項の規定による随意契約の相手方の選定は、第2条及び第3条の規定を準用して行う。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号の規定による随意契約にあつては、前項の規定によるほか、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結する見込みのある資格者があるときは、当該資格者を相手方に選定することができる。

(指名審査会)

第8条 入札参加者を公正に決定するについて必要な調査及び審査を行うため、財政部に審査会を置く。

(審査会の構成員等)

第9条 審査会は、次の者をもって組織する。

委員長	副市長
副委員長	財政部長、都市整備部長
委員	政策部長、総務部長、産業経済部長、観光部長、文化スポーツ部長、健康福祉部長、副教育長、財政課長、建築住宅課長、道路課長、契約検査課長、建設工事監理室長、上席検査官及び検

査官
----

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。  
(審査会の審査範囲)

第10条 審査会は、請負対象設計金額130万円（測量業者等の選定にあつては50万円）以上の指名競争入札に係る入札参加者の選定の審査を行う。この場合において請負対象設計金額1億円（測量業者等の選定にあつては1,500万円）未満の指名競争入札に係る入札参加者の選定の審査については、副委員長が委員長の職務を代行する。

(審査会の運営)

第11条 審査会の運営は、次によるものとする。

- (1) 審査会は、半数以上の委員の出席がなければ開催することはできない。  
ただし、委員長が特に急施を要するものと認めた場合は、持ち回りによる審査で審査会の会議に代えることができる。
- (2) 審査会は、有資格者調書により審査を行う。
- (3) 審査会の会議は、公開しない。
- (4) 委員は、会議の内容を他に漏らしてはならない。
- (5) 審査会の庶務は、契約検査課が行う。

(入札参加者の推薦の方法)

第12条 契約検査課長は、指名競争入札に係る入札参加者の推薦を行う。ただし、請負対象設計金額130万円（測量業者等の推薦にあつては50万円）未満の指名競争入札に係る入札参加者の推薦は、当該主管課長が行う。

- 2 工事を主管する課又はかいの長は、工事及び工事に付随する設計及び測量等について設計書が作成された時は、入札依頼書（様式第2号）により推薦を契約検査課長に依頼する。

- 3 第1項の規定により入札参加者の推薦を行った場合は、有資格者調書を作成し審査会に提出する。

附 則

この告示は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成17年6月1日松江市告示第291号）

この告示は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日松江市告示第362号）抄  
（施行期日）

- 1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日松江市告示第364号）抄  
（施行期日）

- 1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日松江市告示第138号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日松江市告示第134号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月1日松江市告示第244号）

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日松江市告示第76号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日松江市告示第111号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月27日松江市告示第30号）

この告示は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日松江市告示第81号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月23日松江市告示第276号）

この告示は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日松江市告示第124号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日松江市告示第74号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。ただし、様式第2号の改正規定は、平成28年3月25日から施行する。

附 則（平成29年5月16日松江市告示第249号）

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（平成29年5月31日松江市告示第280号）

この告示は、平成29年5月31日から施行する。

附 則（平成31年3月20日松江市告示第50号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日松江市告示第103号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日松江市告示第193号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月 日松江市告示第 号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

#### 別表第1（第3条、第5条関係）

##### 選定基準表

##### ア 土木一式工事

請負対象設計金額	選定等級	選定基準数
----------	------	-------

100,000,000円以上	A等級	20名
40,000,000円以上 100,000,000円未満	A等級及びB等級（前年度に完成した工事の評定点（松江市建設工事成績評定要領（平成17年3月31日企画財政部長決裁）の規定により評定した点をいう。以下同じ。）の平均点（前年度において評定点のある工事が2件に満たない場合は、前々年度及び前年度に完成した工事の評定点の平均点）が、前年度における同等級の評定点の平均点以上のものに限る。）	20名
20,000,000円以上 40,000,000円未満	A等級、B等級及びC等級（前年度に完成した工事の評定点の平均点（前年度において評定点のある工事が2件に満たない場合は、前々年度及び前年度に完成した工事の評定点の平均点）が、前年度における同等級の評定点の平均点以上のものに限る。）	15名
10,000,000円以上 20,000,000円未満	A等級、B等級及びC等級	15名（うちA等級が30%以上、B等級が45%以上、C等級が25%以下）
5,000,000円以上 10,000,000円未満	A等級、B等級及びC等級	10名（うちA等級が10%以上、B等級が



		50%以上、C等級が 40%以下)
5,000,000円未満	B等級及びC等級	10名(うちB等級が 20%以上、C等級が 80%以下)

イ 建築一式工事

請負対象設計金額	選定等級	選定基準数
250,000,000円以上	A等級	20名
40,000,000円以上 250,000,000円未満	A等級及びB等級	20名
20,000,000円以上 40,000,000円未満	A等級及びB等級	15名
10,000,000円以上 20,000,000円未満	A等級、B等級及びC等級	15名(うちA等級が 40%以下、B等級が 40%以上、C等級が 20%以上)
10,000,000円未満	B等級及びC等級	15名(うちB等級が 50%以上、C等級が 50%以下)

別表第2(第3条、第4条関係)

競争入札参加者選定に係る運用基準

評価項目	選定における着目点
松江市有資格者	掲載されていること
選定条件	01 松江市内のみ 02 松江市内及び準市内(契

	<p>約を委任した営業所を市内に有する) 03 松江市内・準市内及び県内(契約を委任しない営業所を市内に有する) 04 松江市内・準市内・県内及び市外</p>
①当該工事に対する地理的条件	<p>本店、支店又は営業所の所在地からみて、当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること</p>
②不誠実な行為の有無	<p>次の事項に該当する場合は指名しないこと</p> <p>(1) 建設工事指名競争入札参加資格者指名停止要綱(以下「指名停止要綱」という)別表第2(贈賄及び不正行為等)に基づく指名停止期間中であること</p> <p>(2) 市内において談合の容疑で家宅捜索を受け、又は逮捕を経ずに送検された場合にあって、明らかに受注者として不適当であると認められること</p> <p>(3) 市発注工事について、工事請負契約書に基づく工事関係者に対する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること</p> <p>(4) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により受注者の下請契約関係が不適切であることが明確であること</p> <p>(5) 市発注工事について、暴力団等による不</p>

	<p>当介入を受けた場合の対応が不適切であることが明確であること</p>
③経営状況	<p>手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全である場合は指名しないこと</p>
④経営事項審査	<p>経営事項審査の有効期限が切れている者は指名しないこと</p>
⑤安全管理等の状況	<p>(1) 指名停止要綱別表第1(市内において生じた事故等)に基づく指名停止期間中である場合は指名しないこと</p> <p>(2) 市発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善が行われない状態が継続している場合であって、明らかに受注者として不適当であると認められるときは指名しないこと</p>
⑥労働福祉の状況	<p>賃金不払いに関する労働基準局からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受注者として不適当であると認められるときは指名しないこと</p>
⑦当該工事施工についての技術的適性	<p>工事の特性に応じて、次の事項を適宜勘案し指名することができる</p> <p>(1) 公共工事について相当の施工実績があること</p> <p>(2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質</p>

確保等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること

(3) 地形、地質等自然条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること

(4) 施工能力確保のため格付点数を考慮すること

(5) 過去2年間程度の土木一式・建築一式における工事成績を考慮すること

(6) 当該地域における工事の手持ち状況からみて、当該工事を施工する能力があること

(7) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること

(8) ISO9000s、14001の認証取得者であること

(9) その他



様式第2号(第12条関係)

入 札 依 頼 書

		伝票番号	
案 件 名			
履 行 場 所			
履 行 期 限	契約の翌日	～	年 月 日
設 計 金 額			
入札公告／指名通知 ／ 案 件 公 開 日		年 月 日	
入 札 ( 開 札 ) 希 望 日		年 月 日	
契 約 予 定 日		年 月 日	
特 殊 事 情 の 理 由 及 び 内 容			
担 当 者			TEL
<p>上記のとおり入札を依頼します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>契約検査課長 様</p> <p style="text-align: center;">主管課長</p>			

